職業紹介・派遣

職業紹介・派遣を使う会社の、10月の確認

2026年10月1日適用の要領と、建設の仕事の線引き

紹介会社や派遣を使う会社の人事の方へ

この資料で分かること

1 2026年10月1日に変わったこと

2 派遣を受け入れる会社がすること

3 紹介も派遣もできない建設の仕事

2026年10月2日 確認

2026年10月1日、紹介と派遣の決まりが変わりました

変わったもの	中身
職業紹介の要領	求人を断れる違反の条項を追加
派遣先の指針	派遣料金と評価への配慮を追加
同一労働同一賃金ガイドライン	退職手当・家族手当などを追加

どれも2026年10月1日から適用されています。

ハラスメント対策の違反は、求人を断られる理由になります

項目	内容
対象の法律	労働施策総合推進法など
対象の例	カスハラ・パワハラの措置義務
断られる条件	勧告に従わず公表された
断られる期間	是正前と、是正後6か月まで

対象には、カスハラ対策の条項も入っています。

職業紹介事業の業務運営要領 第2の1(2)による。

派遣を受け入れる会社は、料金の交渉に応じます

- [] 契約の前に、待遇の情報を派遣会社へ出す
- [] 自社の待遇を変えたら、出し直す
- [] 派遣料金の交渉を求められたら応じる
- [] 求められたら、仕事ぶりの情報を出す
- [] 食堂・休憩室・更衣室を使えるようにする
- [] 駐車場なども使えるよう配慮する

交渉に一切応じないのは、法の趣旨に合いません。

2027年度の派遣の賃金の基準が、公表されました

項目	内容
公表した日	2026年8月28日
使われる期間	2027年4月から2028年3月
使う派遣会社	労使協定方式をとる会社

派遣会社の方式で、派遣先が出す情報が変わります。

建設現場で直接行う作業は、紹介も派遣もできません

仕事の中身	建設業務か
現場で直接行う工事	当たる
現場で行う準備の作業	当たる
現場の事務	当たらない
機械の日常の保守・点検	当たらない
施工管理	当たらない

当たらない例は、職業紹介と派遣の要領の例示による。

職業安定法第32条の11と派遣法第4条の決まりです。

建設の作業が一部でも含まれると、全体が違法になります

- ☐ 現場での直接の作業が少しでもあるか
- ☐ あるなら、その仕事を分けられるか
- ☐ 求人の仕事を、作業ごとに書き分けたか
- ☐ 迷う仕事は、都道府県労働局に聞いたか

派遣の要領は、
業務の一部でも違法
と明記しています。

紹介の要領も、
一部を含む求人は
全体が違法とします。

派遣会社に出す情報と、求人の仕事の中身を見直します

次にやること

1 派遣会社へ出している待遇の情報を見直す

2 求人の仕事に、現場での作業がないか確かめる

3 見直した求人の条件で、採用の相談をする

出典

厚生労働省：職業紹介事業の業務運営要領

厚生労働省：派遣労働者の同一労働同一賃金

この資料は2026年10月2日時点の公表情報をもとにした一般的な整理です。個別の判断は、所管の窓口または専門家にご確認ください。

今の採用と支援の状況を、30分で整理します

ご相談で分かること

1. 求人の条件に合う人材がいるか
2. 紹介手数料と、支払いの方法
3. 入社までの流れと、かかる期間

ご相談の方法

メール：hr@maruchu-bussan.com

公式LINE：@836stfvr

30分の面談予約：
メール・LINEから

- 当社は登録支援機関ではありません。申請書類の作成・提出の代行は行いません。
- 対応分野：飲食料品製造／介護／外食／宿泊／建設／工業製品製造／ビルクリーニング
- 建設現場で直接作業する業務のご紹介は行いません。
- 丸忠物産有限会社 HR事業部　有料職業紹介事業 14-ユ-302507　労働者派遣事業 派14-303784